

感 発 0327 第 7 号
令和 7 年 3 月 27 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

結核医療の基準の一部を改正する件の施行について（施行通知）

本日、結核医療の基準の一部を改正する件（令和 7 年厚生労働省告示第 74 号）が別添のとおり公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条の 2 において、結核患者の医療について規定しているところ、公費負担を受けられる医療の種類については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 20 条の 2 において具体的に定められており、化学療法、外科的療法及び骨関節結核の装具療法並びにそれらの医療に必要なエックス線検査及び結核菌検査については、結核医療の基準（平成 21 年厚生労働省告示第 16 号。以下「告示」という。）で具体的な医療の基準が規定されている。

今般、告示に規定されている「硫酸エンビオマイシン」について、製造販売業者から生産の終了の連絡があるとともに、令和 7 年 4 月 1 日以降は、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号）別表から除外されることにより、保険医療機関及

び保健医療薬局において使用できなくなることを踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- 告示第2の2（1）ア中「（ケ）EVM 硫酸エンビオマイシン」を削除する。
- 告示第2の2（1）イ（イ）及び第2の3（1）イ（ウ）中「EVM」を削除する。
- 告示第2の2（1）イ（ウ）を削除する。
- その他所要の改正を行う。

3 適用期日

令和7年4月1日